

高校授業料の無償化の所得制限について(受付日：令和6年8月6日)

Q 高校授業料の無償化の所得制限を撤廃して欲しい。

A 本市では、未来のまちづくりの主役である、子どもたちの健やかな育成のため、積極的に子育て支援施策の充実を図っており、低年齢の子どもに対する支援として令和5年9月から第2子以降の保育料の無償化を所得に関係なく実施し、令和6年8月からは、所得制限を設けない子ども医療費の無償化を教育費などへの負担が増える高校生の年齢まで拡大したところです。

さらに、児童手当についても、令和6年12月の支給分から、所得制限を撤廃した上で高校生の年齢まで拡大されることなどが決まっています。

この度、お寄せいただいたご意見を踏まえて、高校生の授業料に関し、所得制限の撤廃について試算したところ、年間約3億2千万円の財源が必要となることが分かりました。

本市としましても、すべての子どもが、家庭環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいくためには、様々な施策を行うことが望ましいと考えていますが、限られた財源の中、すべての施策について、所得制限を撤廃し、市が単独で実施していくのは困難な状況です。

今後は、施策の効果を慎重に見極めながら、本市における子育て支援のさらなる充実を図るとともに、必要な施策については、国や県に要望を行っていきたいと考えております。

教育委員会 教育総務課

こども未来部 こども政策課